## 四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例(平成元年条例第5号)の一部を次のように改正する。

## 別表その2の26の項中

(1) 一戸建ての住宅	1戸につき	6,000円
(2) 共同住宅等であ	同	12,000 円を
って、建築物全体		認定申請対
の住戸の数が5戸		象住戸の数
以下のもの		で除して得
		た額(その
		額に 100 円
		未満の端数
		があるとき
		は、これを
		切り捨てた
		額)
(3) 共同住宅等であ	同	21,000 円を
って、建築物全体		認定申請対
の住戸の数が5戸		象住戸の数
を超え10戸以下		で除して得
のもの		た額(その
		額に 100 円
		未満の端数
		があるとき
		は、これを
		切り捨てた
		額)
		F2 \/

を

Γ

(1) 新築		
ア 一戸建ての住	1戸につき	6,000円
宅		
イ 共同住宅等で	同	12,000 円を

あって、建築物		認定申請対	
全体の住戸の数		象住戸の数	
が5戸以下のも		で除して得	
$\mathcal{O}$		た額(その	
		額に 100 円	
		未満の端数	
		があるとき	
		は、これを切	
		り捨てた額)	
ウ 共同住宅等で	同	21,000 円を	
あって、建築物		認定申請対	
全体の住戸の数		象住戸の数	
が 5 戸を超え		で除して得	
10戸以下のも		た額(その	
$\mathcal{O}$		額に 100 円	
		未満の端数	
		があるとき	
		は、これを切	
		り捨てた額)	
(2) 増築又は改築			
ア 一戸建ての住	1戸につき	9,000円	に、
宅			<i>(C</i> ,
イ 共同住宅等で	同	18,000 円を	
あって、建築物		認定申請対	
全体の住戸の数		象住戸の数	
が 5 戸以下のも		で除して得	
$\mathcal{O}$		た額(その	
		額に 100 円	
		未満の端数	
		があるとき	
		は、これを切	
		り捨てた額)	
ウ 共同住宅等で	同	32,000 円を	
あって、建築物		認定申請対	
全体の住戸の数		象住戸の数	
	1	で除して得	

10戸以下のも	た額(その
Ø	額に 100 円
	未満の端数
	があるとき
	は、これを切
	り捨てた額)

ア 一戸建ての住	1戸につき	47,000円
宅		
イ 共同住宅等で	同	109,000円を
あって、建築物		認定申請対
全体の住戸の数		象住戸の数
が5戸以下のも		で除して得
Ø		た額(その
		額に 100 円
		未満の端数
		があるとき
		は、これを切
		り捨てた額)
ウ 共同住宅等で	同	174,000円を
あって、建築物		認定申請対
全体の住戸の数		象住戸の数
が 5 戸を超え		で除して得
10戸以下のも		た額(その
$\mathcal{O}$		額に 100 円
		未満の端数
		があるとき
		は、これを切
		り捨てた額)

を

Г

ア新築		
(ア) 一戸建ての	1戸につき	47,000 円

(1) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が 5 戸以下のもの 額に 100 円を認定 中部 数 があるるとも 切り				
であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの (グ) 共同住宅等 では (その 額に 100 円 未満 あるとき は、これを切り 9 拾てた額 (7) 一戸建 (グ) 中戸 (グ) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸り以 下のもの (グ) 中戸建 (グ) 中戸建 (グ) 中戸 (大連築 物全体の住戸 の数が 5 戸り以 下のもの (グ) 中戸 (グ) 共同住宅等 (グ) 中戸 (大連築 物全体の住戸 の数が 5 戸り以 下のもの (石)	住宅			
物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの   一戸	(4) 共同住宅等	同	109,000 円を	
の数が5戸以下のもの	であって、建築		認定申請対	
下のもの	物全体の住戸		象住戸の数	
新に 100 円 未満の端数 があるときは、これを切り り捨てた額) 174,000円を 認定申請対象 象住戸の数が5戸を 超え10戸以下のもの があるときは、これを切り り捨てた額) イ 増築又は改築 (7) 一戸建ての 住宅 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸の数が5戸以下のもの 1戸につき であって、建築 物を体の住戸の数が5戸以下のもの に、 (63,000円を 認定申請対象を住戸の数が5戸以下のもの 類に 100円 未満の3ときは、これを切りた額(その 額に 100円 未満の3ときは、これを切りた額に 100円 未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) り捨てた額)	の数が5戸以		で除して得	
未満の端数	下のもの		た額(その	
(f) 共同住宅等 であって、建築物全体の住戸の数が 5 戸と超え 1 0 戸以下のもの			額に 100 円	
(テリカラ (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの (イ 増築又は改築 (ア) 一戸建ての住宅 (イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの (イ (ク ) 大同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの (ク) (ク) 大同位 (ク)			未満の端数	
(9) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が5戸を 超え10戸以 下のもの  イ 増築又は改築 (7) 一戸建ての 住宅 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が5戸以 下のもの  1戸につき 69,000円 に、 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が5戸以 下のもの  た額(その額に100円を記定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円を			があるとき	
(ウ) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸を 超え 1 0 戸以 下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切り捨てた額)  イ 増築又は改築 (ア) 一戸建ての 住宅 (ク) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるとき であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切り捨てた額)			は、これを切	
であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの 額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)  イ 増築又は改築 (ア) 一戸建ての住宅 (ク・カーであって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの 1 戸につき 89,000円を認定申請対象住戸の数が5戸以下のもの (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) り捨てた額) り捨てた額(パ・カーの・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・			り捨てた額)	
物全体の住戸   の数が 5 戸を   超え 1 0 戸以 下のもの   額に 100 円   未満の端数 があるとき は、これを切り り捨てた額)	(ウ) 共同住宅等	同	174,000 円を	
の数が 5 戸を 超え 1 0 戸以 下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) イ 増築又は改築 (7) 一戸建ての 住宅 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの 7 た額 (その 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切り り捨てた額)	であって、建築		認定申請対	
超え10戸以下のもの	物全体の住戸		象住戸の数	
下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるときは、これを切り捨てた額) イ 増築又は改築 (ア) 一戸建ての 住宅 (A) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるときは、これを切り捨てた額) (ヴ) 共同住宅等 同 260,000円を	の数が5戸を		で除して得	
未満の端数 があるときは、これを切り捨てた額) イ 増築又は改築 (7) 一戸建ての 住宅 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が5戸以 下のもの (ウ) 共同住宅等 同 163,000円を 認定申請対 象住戸の数 で除して得 た額(その 額に100円 未満の端数 があるときは、これを切り捨てた額) り捨てた額)	超え10戸以		た額(その	
があるときは、これを切り捨てた額)  イ 増築又は改築 (7) 一戸建ての住宅 (4) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの (ヴ) 共同住宅等同 (ヴ) 共同住宅等同 (グ) 共同住宅等同 (グ) 共同住宅等同 (グ) 共同住宅等同	下のもの		額に 100 円	
は、これを切り捨てた額)  イ 増築又は改築 (7) 一戸建ての住宅 (4) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの (ウ) 共同住宅等同 (ヴ) 共同住宅等同 (ウ) 共同住宅等同			未満の端数	
(7) 一戸建ての 住宅 (A) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの (方) であって、建築であって、建築が高いで除して得た額(その類に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)			があるとき	
(7) 一戸建ての 住宅 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が5戸以 下のもの (ウ) 共同住宅等 同 (ウ) 共同住宅等 同 (59,000円 に、 (69,000円を 記定申請対 象住戸の数 で除して得 た額(その 額に100円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) 260,000円を			は、これを切	
(7) 一戸建ての 住宅 (4) 共同住宅等 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの (ヴ) 共同住宅等 同 (ヴ) 共同住宅等 同 (69,000 円を 認定申請対 象住戸の数 で除して得 た額 (その 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) 260,000 円を			り捨てた額)	
住宅 (イ) 共同住宅等 同 であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの では、これを切り捨てた額) (ウ) 共同住宅等 同	イ 増築又は改築			
(4) 共同住宅等 同	(ア) 一戸建ての	1戸につき	69,000円	に、
であって、建築 物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの で除して得 た額 (その 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) 260,000 円を	住宅			
物全体の住戸 の数が 5 戸以 下のもの 下のもの 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) 260,000 円を	(4) 共同住宅等	同	163,000 円を	
の数が 5 戸以 下のもの で除して得 た額 (その 額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) り捨てた額)	であって、建築		認定申請対	
下のもの	物全体の住戸		象住戸の数	
額に 100 円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) 260,000円を	の数が 5 戸以		で除して得	
未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) (ウ) 共同住宅等 同 260,000円を	下のもの		た額(その	
があるとき は、これを切 り捨てた額) (ウ) 共同住宅等 同 260,000円を			額に 100 円	
は、これを切り捨てた額) (ウ) 共同住宅等 同 260,000円を			未満の端数	
り捨てた額) (ウ) 共同住宅等 同 260,000円を			があるとき	
(ウ) 共同住宅等 同 260,000円を			は、これを切	
			り捨てた額)	
であって、建築 認定申請対	(ウ) 共同住宅等	同	260,000 円を	
	であって、建築		認定申請対	

物全体の住戸	象住戸の数
の数が5戸を	で除して得
超え10戸以	た額(その
下のもの	額に 100 円
	未満の端数
	があるとき
	は、これを切
	り捨てた額)

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。